

大田市告示第 7 7 号

大田市ふるさと大田起業・創業支援事業補助金交付要綱（平成 1 8 年大田市告示第 3 5 号の 3）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

大田市長 楫 野 弘 和

第 2 条第 2 号中「島根県地域商業等支援事業補助金交付要綱」を「島根県地域商業等支援事業費補助金交付要綱」に改める。

第 3 条第 1 項中「次」を「別表」に改め、同項の表を削る。

第 5 条中「大田商工会議所又は銀の道商工会」の次に「（以下「商工会議所等」という。）を加える。

第 1 3 条に次の 1 項を加える。

2 市長は、商工会議所等に対し、開店日の属する月（交付決定時点で既に開店している補助事業者については交付決定日の属する月）から 1 年間、別表「空店舗等活用事業 ②特別枠」に定める事業の補助の決定を受けた事業者に対する指導状況の報告を、四半期ごとに指導状況報告書（様式第 9 号）により求めるものとする。

第 1 4 条中「様式第 9 号」を「様式第 1 0 号」に改める。

附則第 2 項中「令和 6 年 3 月 3 1 日」を「令和 9 年 3 月 3 1 日」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表

補助事業	補助対象者	補助対象経費	補助率	補助限度額 （1 事業当たり）
空店舗等活用事業 ① 一般枠	島根県地域商業等支援事業費補助金交付要綱第 5 条（1）①に定める、大田市内に本店又は本拠を有する者。ただし、市税等を滞納してい	ア 空店舗等の活用により営業用店舗を出店するために必要な経費 改修費、備品購入費、備品リース料、家賃、広	補助対象経費の 1 / 2 以内	1,000,000 円 （ただし、家賃は月額 83,000 円を上限とする。）

	ない者に限る。	告宣伝費		
空店舗等活用事業② 特別枠	島根県地域商業等支援事業費補助金交付要綱第5条(1)②に定める、大田市内に本店又は本拠を有する者。ただし、①一般枠の対象地域外で起業・創業する計画を有し、市税等を滞納していない者に限る。	※1 改修費は、原則として大田市内に本店又は本拠を置く建築関連事業者により施工した場合に限り対象とする。 ※2 市産木材を使用する場合は、大田市森林環境整備事業補助金を除いた額を補助対象経費とする。 イ 特定創業支援等事業の受講等に必要な経費 受講料、旅費 ウ 特定創業支援等事業の受講等の後に必要となった経費 備品購入費、備品リース料、広告宣伝費		

様式第8号及び様式第9号を次のように改める

様式第 8 号（第 13 条関係）

ふるさと大田起業・創業支援事業補助金遂行状況報告書

年 月 日

大田市長 様

補助事業者 住 所

氏 名

年 月 日付け指令 第 号をもって交付決定通知の
あった標記補助事業について、ふるさと大田起業・創業支援事業補助金交
付要綱第 13 条第 1 項の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告し
ます。

記

事業の遂行状況

（１）月単位の売上高

（報告時点で開店していない場合は記入不要）

（２）事業の状況

（３）今後の見通し

様式第 9 号（第 13 条関係）

年 月 日

大田市長 様

団体名
代表者氏名

ふるさと大田起業・創業支援事業補助金指導状況報告書

ふるさと大田起業・創業支援事業補助金交付要綱第 13 条第 2 項の規定により、
その指導状況について別紙のとおり報告します。

別紙

指導状況報告書

年 月 日

団 体 名

担当経営指導員名

補助事業者名
補助事業の内容
開店日
今回報告対象期間
年 月 ～ 年 月 (第 四半期分)
報告時点での補助事業の実施状況
報告時点での補助事業の収支状況
担当経営指導員の指導状況
担当経営指導員の今後の支援内容

様式第 9 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 10 号（第 14 条関係）

ふるさと大田起業・創業支援事業補助金実施効果報告書

年 月 日

大田市長 様

補助事業者 住 所
氏 名

ふるさと大田起業・創業支援事業補助金交付要綱第 14 条により、
年度に実施した事業の成果について、前年度の状況を下記のとおり報告
します。

記

1 事業の概要

（1）事業内容

（2）事業実施期間

（3）事業効果及び具体的数値目標（成果指標、収支計画）

2 事業効果等

（1）事業効果及び具体的数値目標（成果指標、収支計画）の達成度

（2）目標が達成出来ていない場合、対応策

※ 事業承継を対象とした事業の場合は、申請時における経営者
（法人であれば代表者）が経営から退いたことが分かる書面
（法人であれば法人登記事項証明、個人事業者であれば確定
申告書面）を確認し、内容を記入すること。（既に報告して
いる場合は不要）

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、令和 6 年 3 月 3 1 日から施行する。